

鳥取県告示第 81 号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成20年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと遊誘駅舎館

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

中本 博泰

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市上井159-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県中部地区の玄関口として多くの人々を送迎しまた出会いの場として地域の賑わいと発展に寄与して来たJR倉吉駅が改築され橋上駅として南北の連絡機能を強化し更に多くの人々の便宜を図ることに合せ、倉吉市が隣接ビルに中部地域住民交流スクエアとしての拠点(以下交流プラザと言う)、多目的ホール他地区物産展示店舗、チャレンジショップ、又温泉観光地区としての案内や倉吉市行政のサービス窓口、整備された市営駐輪・駐車場等新しくサービス機能を付加し、期待される中部地区玄関口としての役割を果そうとする事業を倉吉市に代わり取組み、併せて倉吉駅周辺の活性化に関する事業を行い、地域の発展に寄与する事を目的とする